

香美市有料広告の掲載に関する要綱

平成19年10月30日

告示第147号

(目的)

第1条 この告示は、香美市が作成する広報誌等に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体)

第2条 市が作成する広報誌等で、広告を掲載する媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報香美（以下「広報」という。）
- (2) 香美市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）
- (3) その他市長が広告掲載を認めるもの

(掲載の要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (6) 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
- (7) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 国又は地方公共団体が広告対象の会社、製品及び商品サービスを推奨していると誤解を招くおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種及び業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこに係る業種
- (4) ギャンブルに係る業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び業者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)によ

る再生更正手続中の業者

(7) 香美市の市税を滞納している者

(8) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する業種及び業者として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の公募)

第4条 広告の公募は、ホームページ及び広報により行うものとする。

2 市長は、ホームページへの広告掲載の公募を行うに当たって、既に広告を掲載している広告主に対し、広告掲載期間終了後も引き続き広告を掲載することを案内することができる。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告掲載の期間、広告掲載料等は、別表に定めるとおりとする。

2 広報は、同じ広告媒体への掲載を1件までとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)に原稿を添えて、広報については掲載を希望する広報該当月の前々月の20日までに、ホームページについては広告掲載を希望する月の前々月末までに提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出を受けたときは、香美市広告掲載審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、答申を受けた後掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者に通知するものとする。ただし、審査会の委員長が審査会に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、回議により審査会の審査に代えることができる。

2 市長は、広告掲載希望者の数が、別表に定める広告の枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 公社、公団、公益法人及びこれに類するものの広告

(2) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業若しくは事業者等(出店を予定する者を含む。)又は商店街等の広告

(3) 前号に規定するもの以外の企業若しくは事業者等又は商店街等の広告

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が香美市の広報誌等に掲載する広告として適当であると認める広告

3 市長は、ホームページへの広告掲載について、前項各号の順位が等しい者が複数いる場合、

掲載希望月数の多い者を優先することができる。

(ホームページの広告掲載内容の承諾)

第8条 前条の規定によりホームページへの広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容、条件等を記載した香美市ホームページバナー広告掲載承諾書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、市長の指定する期日までに、別表に定める広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告の作成及び経費の負担等)

第10条 掲載する広告の原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

2 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(審査会)

第11条 審査会は、広告の掲載の可否及び広告の内容等について審査を行うものとする。

2 審査会は、副市長、総務課長、企画財政課長、まちづくり推進課長、市民保険課長及び税務課長で組織する。

3 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

4 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければならない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、その意見を聴き、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(広告内容等の審査及び協議)

第13条 市長は、広告の内容等について審査し、香美市の信用性を損なうことのないよう、広告内容等について広告主と協議しなければならない。

2 ホームページに掲載する広告のデザイン等、広告表現に関する基準は、市長が別に定める。

3 ホームページの広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市長に申し出なければならない。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示に抵触していると判断したときは、広告主に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告主から広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告主から広告原稿の提出がないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により掲載決定を取り消したときは、広告掲載取消通知書(様式第5号)により広告主に通知するものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載取下申出書(様式第6号)により市長に申し出なければならない。ただし、広報への掲載の取り下げについては、掲載を希望する広報該当月の前月の1日までに提出しなければならない。

3 市長は、前項の広告掲載取下申出書の提出を受けたときは、広告掲載取下承諾通知書(第7号様式)により広告主に通知するものとする。

4 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(ホームページへの掲載期間の延長)

第17条 広告主の責めに帰さない理由により、ホームページへの広告掲載ができなかったときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、広告期間の延長又は掲載号の変更等を行うこととする。

2 前項に定める掲載期間の延長又は掲載号の変更等が困難な場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

3 ホームページの広告掲載においては、広告をホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割計算するものとする。この場合において、小数点以下は切り捨てた金額とし、利子を付さない。

第19条 市長は、この告示による広告掲載にかかる業務（第13条の広告内容等の審査及び協議並びに第14条の広告内容等の変更に係る業務を除く。）を広告代理店等に委託することができる。

2 前項の規定により広告代理店等へ業務の委託をする場合、広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、別表の規定にかかわらず、所管部署において別に定めるものとする。

（庶務）

第20条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

（補則）

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年10月30日から施行する。

附 則（平成20年1月23日告示第9号）

1 この告示は、平成20年1月23日から施行する。

附 則（平成22年10月8日告示第117号）

1 この告示は、平成22年10月8日から施行する。

附 則（平成23年5月18日告示第67号）

1 この告示は、平成23年5月18日から施行する。

附 則（平成26年6月16日告示第86号）

1 この告示は、平成26年6月16日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第80号）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月30日告示第161-2号）

1 この告示は、平成27年10月30日から施行する。

別表（第5条関係）

種 類	位 置	規 格	広告掲載の期間	広 告 掲 載 料	募集の要件等
広報 香美 （毎月1 日発行）	掲載する 頁、位置等 は市長が 別に定め る。	1号広告（カラ ー） 縦45ミリメートル×横 175ミリメートル JPEG等（解像度 300ピクセル以上）		1回当たり 30,000円	
		2号広告（カラ ー） 縦95ミリメートル×横 175ミリメートル JPEG等（解像度 300ピクセル以上）		1回当たり 50,000円	
		3号広告（カラ ー） 縦270ミリメートル×横 175ミリメートル JPEG等（解像度 300ピクセル以上）		1回当たり 100,000円	
		4号広告（白黒） 縦45ミリメートル×横 85ミリメートル JPEG等（解像度 300ピクセル以上）		1回当たり 10,000円	
		5号広告（白黒） 縦45ミリメートル×横 175ミリメートル JPEG等（解像度		1回当たり 20,000円	

		300ピクセル以上)			
		6号広告(白黒) 縦95ミリメートル×横 175ミリメートル JPEG等(解像度 300ピクセル以上)		1回当たり 30,000円	
		7号広告(白黒) 縦270ミリメートル×横 175ミリメートル JPEG等(解像度 300ピクセル以上)		1回当たり 60,000円	
	裏表紙の 下部、1 枠。	8号広告(カラ ー) 縦80ミリメートル×横 170ミリメートル JPEG等(解像度 300ピクセル以上)		1回当たり 80,000円	
香美市 公式ホ ームペ ージ	掲載する 頁、位置等 は市長が 別に定め る。	縦50ピクセル× 横180ピクセル GIF(アニメ 可)、JPEG20KB 以内 表示方法はバナー 広告とする。	広告募集内 容のとおり (広告の開 始日及び終 了日は、市 長が別に定 める。)	市内事業者等 1ヵ月 6,000円 3ヵ月 16,500円 6ヵ月 30,500円 9ヵ月 41,500円 12ヵ月 50,000円 それ以外 1ヵ月 12,000円 3ヵ月 33,000円 6ヵ月 61,000円 9ヵ月 83,000円 12ヵ月 100,000円	広告枠を 新たに設 けたと き、又は 広告枠に 空きが生 じたとき に募集す る。

香美市長 様

申込者住所

社名

代表者職氏名

電話番号

FAX番号

E-MAIL

印

広告掲載申込書

次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

広報香美

掲載を希望する広報紙	掲載を希望する広告の大きさ
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
(広告の内容)	

香美市公式ホームページ

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月)
掲載希望枠数	枠
アニメーションの有無	無 ・ 有 (枚)
リンク先URL	http://
(広告の内容) ※バナー広告が既にある場合は添付してください。	

(注) 申し込みには、香美市有料広告の掲載に関する要綱等を遵守し、広告内容に関する責任は申込者が負うこと。又、香美市が香美市税の納付状況調査を行うことに同意すること。

様

香美市長 印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定したので、通知します。

広報香美

掲載する広報紙	掲載する広告の大きさ
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
広告掲載料	円

香美市公式ホームページ

広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載枠数	枠
広告掲載箇所	トップページ
広告掲載料	円
掲載条件	別紙の利用条件を遵守すること

(注) 次の場合は広告の掲載を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに広告の掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるとき。

年 月 日

様

香美市長 印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記の理由により掲載できないことと決定したので通知します。

記

1 申込広告の内容

- 広報香美
- 香美市公式ホームページ

2 非掲載の理由

年 月 日

香美市長 様

申込者住所

社名

代表者職氏名

印

香美市ホームページバナー広告掲載承諾書

年 月 日 付け、第 号で広告掲載決定通知を受けたホームページバナー
広告の掲載内容につきまして、承諾くださいますよう申請します。

記

- 1 広告掲載期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 2 広告掲載内容 別紙広告原稿のとおり

様

香 美 市 長

印

広告掲載取消通知書

香美市が管理する広報誌等への広告掲載取消しについて、香美市有料広告の掲載に関する要綱第 15 条第 2 項の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 申込広告の内容

- 広報香美
- 香美市公式ホームページ

2 取消しの理由

- 指定する期日までに広告の掲載料の納付がないため
- 指定する期日までに広告原稿の提出がないため
- 香美市が管理する広報誌等に掲載する広告として適当でないため
(具体理由)

年 月 日

香美市長 様

申込者住所

社名

代表者職氏名

印

電話番号

FAX番号

E-MAIL

広告掲載取下申出書

年 月 日付けで掲載決定のありました広告の掲載について、次のとおり取り下げたいので申し出ます。

広報香美

掲載を取り下げる広報紙	広告の大きさ
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告
年 月号	号広告

香美市公式ホームページ

広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載枠数	枠

取り下げ理由	
--------	--

年 月 日

様

香美市長 印

広告掲載取下承諾通知書

年 月 日付けで申し出のありました広告掲載の取り下げについては、承諾することと決定しましたので通知します。

記

1 取り下げる広告の内容

- 広報香美
- 香美市公式ホームページ